

常勤役員報酬規程

令和6年3月27日
規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人船橋市医療公社役員等の報酬等及び費用の支給基準に関する規程（平成24年公益財団法人船橋市医療公社規程第1号）第3条第2項の規定に基づき、常勤役員報酬月額を定めるものとする。

(報酬月額)

第2条 専務理事の報酬月額は、63万円とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。